

配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成22年3月17日(水曜日)
午後1時31分～午後3時40分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員
- | | |
|---------------|-----------------|
| 原 田 茂 委員 長 | 南 口 彰 夫 副委員 長 |
| 徳 並 伍 朗 委 員 | 秋 山 哲 朗 委員 (議長) |
| 安 富 法 明 委 員 | 大 中 宏 委 員 |
| 河 村 淳 委 員 | 村 上 健 二 委 員 |
| 佐々木 隆 義 委 員 | 布 施 文 子 委 員 |
| 山 本 昌 二 委 員 | 田 邊 諄 祐 委 員 |
| 柴 崎 修 一 郎 委 員 | 荒 山 光 広 委 員 |
| 西 岡 晃 委 員 | 河 本 芳 久 委 員 |
| 下 井 克 己 委 員 | 岩 本 明 央 委 員 |
| 山 中 佳 子 委 員 | 三 好 睦 子 委 員 |
| 萬 代 泰 生 委 員 | 高 木 法 生 委 員 |
| 有 道 典 広 委 員 | 岡 山 隆 委 員 |
| 馬屋原 眞 一 委 員 | |
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
- | | |
|-------------|-------------|
| 重 村 暢 之 局 長 | 岩 崎 敏 行 係 長 |
| 佐 伯 瑞 絵 係 長 | |
6. 説明のため出席した者の職氏名 な し

午後 1 時 3 1 分開会

委員長（原田 茂君） それでは、只今より配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会を開きます。最初にですね 1 0 0 条調査権とは何かという文書があると思うんですが。配付してあると思うんですが。それをちょっと上のほうへ。その説明をいたしますので。あの、皆様方には、もうすでにご認識されておると思いますが、再認識していただくために皆様の机の上に 1 0 0 条調査権とは何かという A 4 版のものが配付してあると思いますが。そもそも当初は、市からの貸与車の全損事故から昨年 1 2 月 7 日に返納処理された期間がなぜ 1 年 7、8 ヶ月も有したのかという皆様からの疑念が発生し、行政事務のみの調査という目的で特別委員会で調査をしてきました。当初、先程の調査目的から逸脱しないようにという皆様方のご意見がありましたので、机の上に配付されている 1 0 0 条調査権とは何かの文面で地方自治法第 1 0 0 条での枠があると思うんですが、その終わりから 2 行目イエローラインが塗ってあると思うんですが、明記されていることに関しましては、発動しておりません。要するにここに書いてあるように、参考人、証人の出頭等の件であります。そのため市から提出された資料については、執行部より波佐間総務部長並びに山田市民福祉部長に出席要請の手続きをして資料の説明を受けるだけのことで、両部長への追求的な質疑については、参考人並びに証人として正式に手続きをいたしておりませんので記録としては残せませんので、意見ということで処理いたします。以上のことを踏まえて机の上に配付されています書式決定されております委員会調査報告書のご検討をお願いいたします。ちょっと目を通して下さい。それでは、一応読まさせていただきます。美祢市議会議長秋山哲朗様、配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会委員長原田茂、委員会調査報告書案、本委員会に付託の事件について調査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 1 0 1 条の規定により報告します。記、1 . 調査の趣旨、地方自治法第 1 0 0 条及び委員会条例第 6 条の規定により配食貸与車の全損事故に関する事項を調査。2 . 調査特別委員会の設置、(1) 設置決議、平成 2 1 年 1 2 月定例会、平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日の本会議で設置決議案を可決。(2) 法的根拠等、地方自治法第 9 8 条第 1 項に基づく検査及び同法 1 0 0 条第 1 項に基づく調査を行う。(3) 委員会の定数、議会選出監査委員を除く委員 2 5 人。(4) 委員長、副委員長、委員の氏名、委員長、原田茂。副委員長、南口彰夫。委員、徳並伍朗、秋山哲朗、安富法明、大中宏、河村淳、村上健二、佐々木隆義、布施文子、山本昌二、田邊諄祐、柴崎修一郎、荒山光広、西岡晃、河本芳久、下井克己、岩本明央、山中佳子、三好睦子、萬代泰生、高木法

生、有道典広、岡山隆、馬屋原眞一。3．調査事件、配食貸与車の全損事故に関する事項。4．委員会の開催状況、委員会の開催回数、6回、平成21年12月11日から平成22年3月17日。5．証人、参考人、説明員の出席等、1．証人として出席を求めた者、証言を求めた事項、なし。2．参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項、なし。3．執行機関として出席を求めた者、説明の概要、説明員数延べ8人。平成22年1月15日付、美議第40号で資料の提出を求め、平成22年1月26日付、美総第53号をもって提出された資料に基づき説明。6．記録、資料の提出、(1)法100条第1項で提出を求めた記録、1．使用貸借契約書、2．使用貸借契約書、3．毎日給食事業貸与車輛の事故報告、4．美祢市配食サービス事業用貸与車輛での事故に伴う対応について、5．毎日給食事業貸与車輛の事故示談書提出について、6．美祢市配食サービス事業借用車両の廃車について、7．美祢市配食サービス事業に係る貸借物件の回復について、8．美祢市配食サービス事業に係る貸借物件の回復に関する伺い書、9．ランチ工房美祢との使用貸借契約に基づく原状回復請求について、10．美祢市配食サービス事業に係る貸借物件の回復方法について、11．美祢市配食サービス事業に係る貸借物件の回復方法について、12．要望書、13．美祢市配食サービス事業に係る貸借物件の回復請求について、14．美祢市配食サービス事業に係る貸借物件の回復について、15．美祢市配食サービス事業に係る貸借物件のうち事故車回復配食車の返還について、16．受領書、17．自動車車検証、18．オートガイド自動車価格月報、19．オートガイド自動車価格月報。7．調査の内容と結果、1．調査事項の現状、本特別委員会においては、地方自治法第100条に規定される、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出は、請求していない。2．調査事項に対する意見、この件に関しては、不正(不適切)と思われる事実はなかった。8．調査経費、本調査に要する経費は、本年度において35万9,000円以内と決定していましたが、支出はありませんでした。これは、今現でありまして、多少支出の予定があるそうです。以上です。はい。休憩。どういうあれで。いろいろ、はい。

委員(河本芳久君) 最後のところのですね、調査事項に対する本特別委員会の意見として、(発言する者あり)動議ができましたか。今、委員長が、(発言する者あり)どちらかはっきりして下さい。

委員長(原田 茂君) どうぞ、河本委員。ちょっと待って下さい。どうぞ(「ええですか」と言う者あり)(発言する者あり)休憩の動議、そりゃあ休憩の動議

は、休憩の動議はないでしょう。（発言する者あり）どうしますか。休憩の動議は認めません。認めません。ほかに発言は。（発言する者あり）ですから、どうぞ。

（発言する者あり）はい。

委員（河本芳久君） 今、委員長が特別委員会の報告書として、朗読されたその調査事項に対する意見として今、不正と思われる不適切と括弧してありますが、事実はなかったと。こういうことで本調査事項の総括をされることについては、疑問点がたくさんある。まず第1点は、適正に事故処理がなされたかどうかというその経緯を特別委員会は、これまで調査、審議してきた。これは事実ですね。その中で適正にとか不正なくとか、そういう言葉はほとんどでなかった。市民の多くはやはり処理の過程では問題があったなあというのをテレビを通じて、皆確認されておる。あああんなことがあったかと。私達のほうにもたくさんの電話がかかってきちよる。これが不正とか、法的に云々とか、これは私は一切答えていない。ただ、手順として、ましてや今回、補正予算で県や国に対して補正予算を過年度分として返還しなくちゃあならないようになっておると。そして4条の2項で原状回復をその場でしておれば済むことが、やはり監査委員の指摘、住民の監査請求、そういう過程の中で当初の出発点の原状回復をされ、そして一応事故処理はされたけれども、この解明の中ではかなりの問題点。これが指摘されておる。そういったことは、少数意見であろうとなんだらうと、ここにきちっと載しておかんにゃあ。そして執行部の一応説明を求めた中にも執行部としては、文書処理というなかったら誤解を与えると。または、最初の契約事項に基づいてきちっと処理しておれば、ボタンの掛け違えなく、当然このような問題は、疑惑は発生しないとそういうところも証言しておられる。それに関わらず、こういう不正なく処理されましたと。こういうのを議会がですよ報告書で出したら市民はどういうふうに感じますか。まずその辺を審議してから休憩に入って下さい。

委員長（原田 茂君） ちょっとその辺についてお答えします。私が冒頭、100条調査権とは何かという文面のことをちょっと申しました。私、私見としてはですね、これは、私見を言うところじゃあないんですけど、その今まで粛々とその委員会で審議をしてやってきた。その河本さんはそのこと、言われると思うんですけど。これが、まあ私もいろいろ昼間寝て、夜寝んといろいろ調べた結果ですね、法的なことでもいろいろと調べるとこの100条調査、100条委員会とは、ある物件で、不正もしくはその不正に対する疑惑があったということで調査する。それでそれには先程、言うた証人、参考人を求める発動を委員会ですて、それで初めて今ま

でいろいろな要望とか何とか出たことについてできるわけです。ですから私、個人的には、全くその言うことはわかるんですけど、そういう報告は、委員会の要する報告ができませんのですよ。その文面で。はい。

委員（河本芳久君） まず、委員長は、特別委員会の委員の各委員の意見を集約して公正、中立に議事進行するんです。これは、委員長の役割。今、委員長の私見で証人喚問とか参考人招致しなかったから、そういう問題についてこれをまとめる、いらないと。参考人や証人喚問しなくても関係書類や執行部の説明を受ければ、当然これが問題なく粛々と執行部が事務処理しなかったと。やはり執行部は、反省するところがあると。これで我々は、特別委員会が処分するとか、やはりなんかするもんじゃあなくて、そういう一つの事務処理が適正であったか否かの調査をやってきたんじゃあないんですか。やってきた結果がやはり最初からの取扱いにいろいろな問題点があり、反省すべきことがあったと。だからやはりその過程のことを調査した総括として文章に載せなくちゃあならないのが、適正でございましたという報告をすると市民は、議会はなんじゃったろうかとかこういう疑念を今度は議会に持たれる。だから、私は、やはり何何しなさいとか、処分しなさいとか、どうじゃからというんじゃあなくて、粛々と提出された資料を分析し、そして執行部からその説明を求めただけでも課題がいっぱい出てきたわけです。だからそのことは当然、あげてもいいんじゃあないかと。こういうふうなまとめ方は、委員長の独断だ。とこう決めつけざるをえないんです。以上。

委員長（原田 茂君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） その点ですが、やはりこの100条委員会をなぜ立ち上げたかという原点に帰らないといけないのではありませんか。そのためにも100条調査権とは何かというのが提示されたと思います。その中で選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができますとあります。なぜこれを発動、この一番原点となる証人の出頭が求められなかったかということにあると思います。そもそもこの100条委員会を立ち上げたということは、この要望書、説明12の要望書の中に出ているこれから発したのだと思いますので証人の出頭は、この出頭並びに証言並びに記録ってありますが、これを請求するべきだと思います。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、有道委員。

委員（有道典広君） きょうは何にも言うまあかと思うたけど、先程、委員長がですね、議事録全部のけると言われましたね。（「いえいえ」と言う者あり）違うんですか。説明の時の議事録は、（「そういう意味じゃあございません」と言う者あ

り) どういう意味ですか。ちょっと教えて下さい。

委員長(原田 茂君) 100条の記録的なものには残せないと。議事録はありません。そういう意味です。はい。

委員(有道典広君) いや、そうしたらですね、説明を受けたってそれも説明受けたという格好でいいですけど。じゃあ審議はいつやったんですか。調査、審議はいつやったんです。(「今まで粛々と」と言う者あり)説明しただけでそれが全部その内容の意見がですね一つも問われないと言うことは、私らもまあ今、河本議員が言われましたけど、別に不正がどうのこうのじゃあなくて監査委員もまあ指摘されておるようですね、まあ今後もっと速やかにやったほうがいいんじゃないかとやっていますから。まあその辺は、あったんじゃないかと。だから不正がどうのこうのというのは、まあきょう初めて聞くんですけどね。それと説明だけを求めたんじゃないかと、実際の審議を調査を行ったって何かのあれが意図も何にもないようなちょっと発言に聞こえましたんで、まあ私の聞き違いかもしれませんけど。いや本当ですよ。だからその辺がですね、結局何にも呼ばなかった、説明だけを受けて結果が出たような書類ですから、その辺はちょっといかがかなと思いますが、その辺委員長どうですか。

委員長(原田 茂君) まあ、私の私見は、あんまり述べるものではございませんが、先程申しましたように、私も皆様とその辺については、同じ考えを持ちゆるんですけど、先程申しましたようにその100条の調査ということの云々をいろいろ調べますとそういう報告がでkinのですよ。今の粛々とやった委員会の要するになんでこう長くなったのか、そのあれはどうしてこう長くなってその何がどうかと。それを皆さんが河本議員も言われるのは、要するに報告ですいいね。なして行政事務の処理が迅速に的確に必ずしもできちゃあおらのやないかと。そういう意味合いの報告は、私、個人的にはですよしたいんですけど、いろいろ調べてみますと先程申しましたように、この100条は、その不正に対しての調査ということでその根本が違うんです。ですからここにも書いてありますけど、2行ほど書いてありますけど、その調査権を発動して根本的にも証人を呼ぶ参考人を呼んで、それで救命すると。これが100条調査なんです。はい。

委員(有道典広君) ちょっと何か誤解をされておる。100条委員会で基本的には、行政の調査、そういうことを調査することによって、うまく今後の行政がですね、うまく行くようにと。決して罰したり何とかというもんじゃあないです。これは、ただ100条委員会のあり方やなくて、100条の調査権とは何かだけなんで

すよ。だから実際は、不正とか何とかじゃあなくてこういうことを調査して直したほうがいいんじゃないかということも100条委員会では行ってもおかしくはないんです。だからあなたは、もうただ委員長がですね100条調査権だけを読んでる。私らあは別に執行部をいじめたりとか不正をってというような気で今までやってきたわけじゃあ無いんです。だから別に問題ないんですけど。あまりにも河本委員が言われますようにこの件に関しては、不正と思われる事実はなかったと。いや今後にはですね、今後の行政のあり方についてこういうになされたほうがいいということが監査委員も出しておられるから、まあその程度のことぐらいはですねここで説明員て言やあ説明員でしょうけど、山田部長が説明されたとき、私らも余計なことを言ったんかもしれませんが、時間がかかったというのは申し訳なかったと。で監査委員もそういうことを書いておられますんで、その辺ぐらいは何もなかったようにと、それで今、調査もしてないような格好に、私は思えるからその辺は、ここは誰が決めたか知りませんが、その辺は少しはせっきやく100条委員会をやった以上の何かを少しは、こういうふうな文面ではなくてですねもう少しあるんじゃないかと。たぶん何人かの委員の方も思われていると思って、まあ発言しておるんですけど。その辺は、これは変える気はないとおっしゃるんですか。（「いいえ、そんなことはありません」という者あり）そうですね。わかりました。

委員長（原田 茂君） それはないですいいね。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 100条委員会の捉え方が、私、理解ができない。証人喚問やいわゆる参考人の出頭を求めなかったものは、この100条委員会としてのまとめに該当しない。そういう参考人や証人をまとめなくても十分事務処理の過程は調査し、関係書類を見て調査し、執行部を説明を受けて判断ができる。その判断の中で不正とか云々じゃあなくて、疑惑を持たれたどういうふうにして遅れたんだろうか、どういうふうにしてこれが監査請求にも繋がったんだろうかと。そういうのをつぶさにチェックしていくことで、関係書類でチェックしていくことで十分判明したから、そういうことを要求しなかっただけ。だから十分調査結果は、なんだかの形でまとめられると。まとめられるのがなんら不正はなく我々が調査したけれども、ということになるとそういう特別委員会の中での発言もなげんにゃあ、みんなもなんらかの問題があったのうと。今後は、口頭ではなくして文書で回答を求めるとか、または原点にかえって最初の事故処理は、4条、原状回復という一つのルールをきちっとしておくべきであると。こういことを確認されたと思うんですよ。そういう問題点があったり指摘された事項は、蓋をして、適正に処理をされており

ました。以上です。と言ったら市民はちょっと笑うんじゃないですか。以上。
委員長（原田 茂君） ここで、暫時休憩をとります。

午後 1 時 5 9 分休憩

.....

午後 3 時 1 0 分再開

委員長（原田 茂君） それでは、休憩前に続き会議を続行いたします。先程休憩の最中と申しますか、今まで粛々と 6 回委員会を開催してきまして、皆様の熱き思いを聞きまして、先程皆様に申しましたように調査の事項に対する意見として文面には載せられませんけど、私が口頭で意見を述べさせていただきます。何回も申しますけど一昨年の 4 月、貸与車の物損事故がありまして、返納が昨年の 1 2 月の初めと 7 日ですか。1 年 7 ヶ月あまり経過しています。それでなぜこのように長くかかったかということで執行部のほうへ一言申させてもらいます。今後、今回のような事務処理の問題が起きないように迅速に事務処理され、取り扱いも慎重に対応され、市民の皆様、委員の皆様にご懸念、ご疑惑を持たれないように今後お願いを申し上げます。以上です。それで、ほかにご意見のある方。ございませんか。それでは、はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） 最初に原田委員長がお読みになりました文章で委員会調査報告書（案）、一番上にありますよね。もう一度言います。委員会調査報告書（案）。で今、原田委員長は口頭で 7 の（ 2 ）のところをおっしゃったわけですね。（「そういうことです」と言う者あり）私はですね、その書は、書くという意味があると思います。それでやっぱり調査報告書は、やはり文字に表したものが報告書、報告書であると思います。確かに議事録には残ると思いますが、そういうふうなのは、報告書はいかなるものであろうか。というふうに思います。以上です。

委員長（原田 茂君） はい。それは意見ですか。ほかに。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 当然ですね、文書に表現すべきだと思います。前にも述べましたように 1 0 0 条委員会というのは全国で 3 例ぐらいしかないような委員会なんですよ。その委員会を選択された皆さんは、やはりそれなりに責任を持っていただきたいと思うんです。だから、うやむやな表現とか何とかはですね、僕は今回つつしむべきだと思います。私には、ある程度法的にきちっとされましたのでね、やはりここはやっぱり議員の皆さんは、やはりどう言いますか正義感も強いしですね、やはり議員としての義務があると思います。したがって、今回のような非常に

重大な100条委員会という全国でも希な委員会である以上、それを選択された僕は、議員はですね、やはり責任があると思います。私と岩本さんは反対されたわけですけど、あの方方はですね、やはりその辺の重大さちゅうか、100条委員会の意味をですねしっかり理解された上でご判断いただきたいと思います。したがって、文章を省略するのはいかがなものかと思えます。以上です。

委員長（原田 茂君） はい、ほかには。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 口頭ではありますが、事務処理に問題が起きないようにということは、今後も7番の2と整合性がないように思うんですが、どうなんでしょうか。7番では、この不正はなかったと、思われる事実はなかったとこれでなんですが、今の事務処理の問題が起きないようにとか、いかにも事務処理に間違いがあったような言い方なんですが、これとこれは相反しませんよね。

委員長（原田 茂君） ですから意見でしょ。（「お尋ねします」と言う者あり）私の答弁がいるんですか。意見でしょ。意見ですか。

委員（三好睦子君） 委員長の意見を求めます。

委員長（原田 茂君） それは答弁できません。ほかには。（「なし」と言う者あり）それでは、これより委員会調査報告書（案）について採決いたします。（発言する者あり）そうです。一応、委員会としての採決がいるわけです。それと本会議場できょうの皆さんご存じのように案は、議長のほうにこれでええですかいのちゅうさういう意味のことです。採決をいたします。討論を今から始めたいと思います。討論どなたか。（発言する者あり）はい、討論ですか。

委員（有道典広君） 討論じゃあないんですけど、あの委員会じゃ採決をしないとちょっと先程まで聞いたんですけど（「いいや、それは私の勘違い」と言う者あり）（「それは、あくまでも休憩ですから」と言う者あり）いや、それだったらですね、もう一度、休憩動議をちょこっと出さしていただきますけど、よろしいですか。（「それはさっき休憩のときの」と言う者あり）いやもう一度、休憩動議出します。（発言する者あり）いやまあ時間はかからないと思いますけど。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） それ今、採決に入ることで討論と言っておりますので。（発言する者あり）わかりました。（発言する者あり）はい、認めましょう。はい、休憩ですね。はい、暫時休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時35分再開

委員長（原田 茂君） 休憩前に続き会議を続行いたします。ほかにご意見は。三好委員。

委員（三好睦子君） 100条を立ち上げて事実を究明するのが責任だと思います。この地方自治法第100条の原点に立ちかえって、この選挙人とその他の関係人等の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる、この原点に立ちかえってきちんとやるべきだと思います。その点について証人の要望書を出された証人の方を呼ぶべきだと思います。この要望書を出された臼井さん

委員長（原田 茂君） あのですね、今は、討論で要するにこの本案に対して賛成討論、反対討論の意見を述べてもらうところです。

委員（三好睦子君） あの先程委員長が申されました、事務の

委員長（原田 茂君） それで、そういうことで賛成ですとか、この文面に対して、調査報告に対して、こういうことで反対しますとかそういう討論を述べて下さい。そういう場です。わかります。（「すぐ賛否をとられるわけですね」と言う者あり）賛成なら賛成、どちらでもいいですけど。こうこうこうですから反対です。こうこうこうですから賛成しますと、いつも議会で言われちよるでしょう。それを述べて下さい。わかります。（「わかりました」と言う者あり）普通の意見じゃありません。ほかには。佐々木委員。

委員（佐々木隆義君） さっきのですね、この調査委員会、3月1日に開催されたときにですね、一応、私のほうからも意見として申し上げました。先程委員長がですねこの文面に書いてあることに補足的に口頭でこうこうこうですということを申された。その意見の内容等については、私が先の3月1日に発言をさせていただいた内容にそれ相当の同意点があるということ等から私は、委員長の先程の意見を重く感じ賛成の意見とさせていただきます。

委員長（原田 茂君） はい、布施委員

委員（布施文子君） 私は、この委員長報告に対しまして最後のこの件に関しては、不正（不適切）と思われる事実はなかったというこの文書の書き方について強く反対をいたしました。そして、これに付け足して今まで、審議をしてきたいろいろな内容について書き入れてほしいという要望をいたしまして委員長のほうから口頭ではあるが、これは市民に向けていろいろな情報が流れていますので、そういう意見を取り入れていただいたということに関して、私はこの点、きょうのこの件に関するものに賛成したいと思います。以上。

委員長（原田 茂君） ほかには。ほかにないようですので、採決に入りたいと思います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（原田 茂君） はい、挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。以上で審査を終了いたします。それでは、本日はこれにて散会いたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。お疲れでございました。どうもありがとうございました。

午後 3 時 4 0 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 2 2 年 3 月 1 7 日

配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会

委員長

